

自転車通勤規程

第1条（目的）

この規程は、株式会社ワールドプラン（以下、会社という。）で働く従業員（以下、社員という）の自転車通勤に関する事項を定めたものである。

第2条（自転車通勤の許可）

1. 自転車通勤を行う者は、自転車通勤許可申請書を必要書類とともに会社に提出し、その許可を得た後でなければ、当該自転車を通勤に使用できない。
2. 許可基準及び申請時必要書類については別に定める。
3. 許可基準については民間保険に加入していなければならない。
4. 申請内容に変更のあった場合は、速やかに会社に届け出て、再度許可を受けなければならない。
5. 許可を受けた場合であっても、当該自転車を会社の許可なく業務に使用してはならない。

第3条（運転禁止）

自転車に乗車する場合は、道路交通安全に関する法令に従って運転を行なうと共に、以下の各号に定める運転をしてはならない。

- ①飲酒運転
- ②携帯電話を使用しながらの運転
- ③天災地変、その他道路事情が安全運転に困難と予想されるとき。
- ④その他、道路交通法令が禁止している事項に該当するとき。

第4条（求償権および懲戒）

社員が自転車による事故を起こし、そのために会社が損害を受けたときは、会社はその損害について本人に賠償を請求し、懲戒処分をすることがある。

第5条（使用許可および取消）

1. 使用許可基準を欠いた場合、許可は自動的に消滅するが、この場合は遅滞なく会社に届け出なければならない。
2. 運転禁止事項に違反して事故を起こした場合は直ちに許可を取り消す。
3. 以上の他、会社が必要と認めた場合は許可の取消をすることがある。

第6条（報告義務）

自転車通勤者が通勤途上に事故を起こした場合は、直ちに会社に報告し指示に従わなければならない。

第7条（責任の所在）

1. 自転車通勤者が通勤途上に起こした事故については、会社は賠償責任を負わない。
2. この規程に違反している間に起こした事故については、会社は賠償責任を負わない。
3. 自転車の駐輪中における破損、盗難等の事故については、会社はその補償を行わない。

第8条（運転権委譲の禁止）

自転車通勤を認められた者は、その自転車を他に使用させてはならない。

第9条（民間保険の加入）

自転車通勤をする者は、必ず通勤に適用される任意保険に加入しなければならない。

なお任意保険加入の基準は以下のとおりとする。

- ①対人保険：無制限
- ②対物保険：無制限

第10条（使用許可基準と期間）

1. 使用許可基準は以下の各号に定めるとおりとする。

- ①交通の便宜上、自転車の通勤が必要である者。
 - ②その他、会社に許可された者。
 - ③上記の一項目以上の条件を満たし、かつ許可申請書提出前1ヶ年において、第5条の取り消し事項に触れない者。
2. 自転車の通勤許可申請をする場合において申請書と併せて任意保険の写しを提出しなければならない。

第11条（許可）

1. 前条第1項③を満たし、前条2項で提出された任意保険が有効である日について許可すものとする。
2. 許可後、継続して使用を希望する者は先に提出した前条2項の写しの有効期限内に更新された写しを提出しなければならない。
3. 前条2項で写しを提出した任意保険が何らかの理由により有効期限内に失効した場合は、直ちに自転車通勤を中止し、会社に届け出なければならない。

第11条（通勤手当の支給）

自転車通勤者に対する通勤手当の支給は、別に定める賃金規程による。

附 則

この規程は 令和4年4月1日より実施する。